

## 会社を退職する人へ 保険証の手続きをお忘れなく

問 国保年金課国保係 ☎95-9891

退職すると、それまで勤務先で加入していた健康保険の被保険者資格はなくなります。転職先が決まっていない、又は退職から次の職場への入社まで期間が空くような場合には以下のいずれかの手続きが必要です。

### ▼国民健康保険に加入する

国民健康保険へ加入する場合は、健康保険の資格を喪失した日から14日以内に市役所で手続きを行ってください。遅れても手続きは可能ですが、保険税は退職日の翌日まで遡って支払わなければなりません。

- 持**
- ・職場の健康保険をやめた証明書
  - ・マイナンバーの分かるもの
  - ・顔写真付き身分証明書
  - ・口座番号の分かるもの及び届出印

### ▼任意継続被保険者になる

被保険者期間が2か月以上ある人は、会社を退職して20日以内に手続きすれば、任意で会社の健康保険を最長2年間継続することができます。詳しくは、加入している健康保険組合に問い合わせてください。

### ▼家族が加入している健康保険の被扶養者になる

主として被保険者に生計を維持されている三親等以内の親族で、次のいずれかの要件を満たしている人は、被扶養者として健康保険に加入できる場合があります。詳しくは、家族が加入している健康保険組合に問い合わせてください。

- ・満60歳未満で年間収入が130万円未満である
- ・満60歳以上又は障害年金受給資格者で年間収入が180万円未満である

## 3月1日～7日は春の火災予防運動 お出かけは マスク戸締り 火の用心

問 衣浦東部広域連合消防局予防課 ☎63-0136

火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図ることで、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として春の火災予防運動を実施しています。

### ▼住宅防火 いのちを守る 10のポイント

#### 【4つの習慣】

- ・寝たばこは絶対にしない、させない。
- ・ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ・こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ・コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

#### 【6つの対策】

- ・火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する。
- ・火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ・火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。
- ・高齢者や身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ・防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。



### ▼住宅火災を知らせる警報器の取り替え時期は？

住宅用火災警報器は、一般的には電池で動いています。火災を感知するために常に作動しており、その電池の寿命の目安は約10年とされています。

住宅用火災警報器が適切に機能するためには維持管理が重要です。「いざ」というときに住宅用火災警報器が適切に作動するよう、火災予防運動の時期などに、定期的に作動確認を行い、適切に交換を行うよう習慣づけましょう。